

# 受託単価規程

## (目的)

第1条 この規程は、株式会社JERA（以下、「代表企業」という。）並びに株式会社ネクセライズ、苦東石油備蓄株式会社、秋田石油備蓄株式会社、福井石油備蓄株式会社及び志布志石油備蓄株式会社（以下、「構成企業」と総称する。）の6社により構成する共同事業体（以下、「本件コンソーシアム」という。）が受託する場合（以下、当該事業を「受託事業」という。）に、受託事業の実施に係る経費の精算において適用する受託単価に関する事項を定めることを目的とする。

## (受託単価)

第2条 受託事業の実施に係る受託単価は、受託事業に従事する者の職級に応じて別紙1に定めるものとする。ただし、代表企業又は構成企業の各社が本件コンソーシアム以外の共同事業体を構成して受託する業務については、この限りでない。

## (計算式・構成)

第3条 受託事業における受託単価の算出方法は、別紙1に定めるものとする。

## (協議)

第4条 この規程に定めのない受託単価に関する事項については、代表企業と構成企業の各社が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、受託事業において代表企業と構成企業が別に定める業務提携契約によるものとする。

## 附 則

制定：2023年3月30日

施行：2023年4月1日

## 別紙 1

### (受託単価)

この受託単価は人件費の他、企業経営に必要な経費を含めた単価となっている。

(単位：円、消費税抜き)

職級区分	時間単価（円/時間）
特別管理職 G 1	10,700
特別管理職 G 2	9,800
課長代理	7,800
主任	6,600
担当 G 1	4,900
担当 G 2	4,600

### (計算式・構成)

$$\text{受託単価 [円/時間]} = \frac{\text{当該職級ランクのモデル人件費 [円]}}{\text{当該職級ランク全職員の認められる作業時間数 [時間]}}$$

$$\times \frac{1}{1 - \text{経费率} [\%]}$$

$$\text{経费率} [\%] = \frac{\text{企業経営に必要な経費実績総額 [円]}}{\text{全職員のモデル人件費総額 [円] + 企業経営に必要な経費 [円]}}$$

#### ・当該職級ランク

特別管理職 G1、特別管理職 G2、課長代理、主任、担当 G1、担当 G2 で区分された 6 つの職級ランクの内、受託単価を算出する対象となる職級ランク。

#### ・モデル人件費

6 社給与規程、実績より算定した当該ランク職員の人件費から企業経営に必要な経費を除いた額。

#### ・企業経営に必要な経費

- ① 税金
- ② 役員報酬
- ③ その他の経費